

## 葛飾区子どもの権利擁護事業の現状と課題

### 子ども・若者担当課

#### 1 現状について

本区では、子どもの最善の利益が実現される「かつしか」を目指し、区全体で子どもの健やかな成長を支えていくため、令和5年10月に「葛飾区子どもの権利条例」を施行した。以降、子どもの権利の普及啓発や、子どもの権利を守るための取組を推進している。

令和6年3月には、子ども・若者の社会参画の推進を目的として、区が子ども・若者の意見を聴き、その意見を施策に反映するための考え方をまとめた「葛飾区子ども・若者の社会参画に関する指針」を作成し、全庁に周知した。

さらに、子どもの権利保障の状況等を検証するため、令和6年9月に「葛飾区子どもの権利委員会」を設置し、令和6年度は2回開催している。

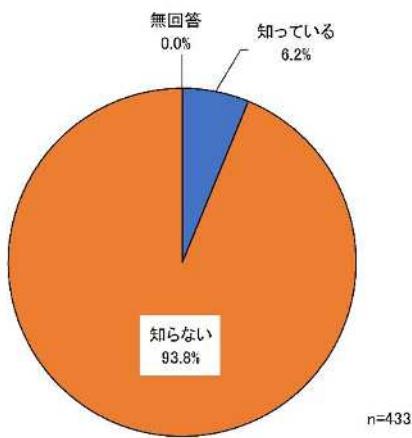
一方で、子どもの権利に関する認知度はいまだ低い状況である。

令和6年度に、区民に対し、葛飾区子どもの権利条例の認知度を調査したところ、18歳以上の区民の93.8%が「知らない」と回答しており、また、子どもについても、55.8%が「全く知らない」と回答している。

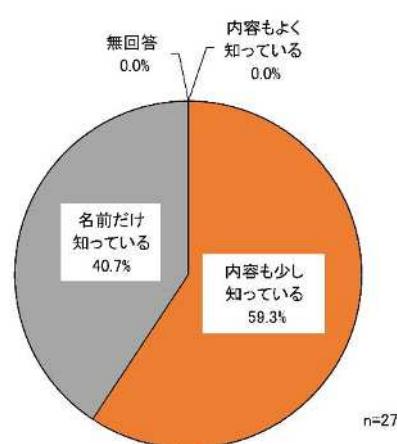
#### 葛飾区子どもの権利条例の認知度

##### 【18歳以上】

図表一 1 葛飾区子どもの権利条例の認知度（全体）

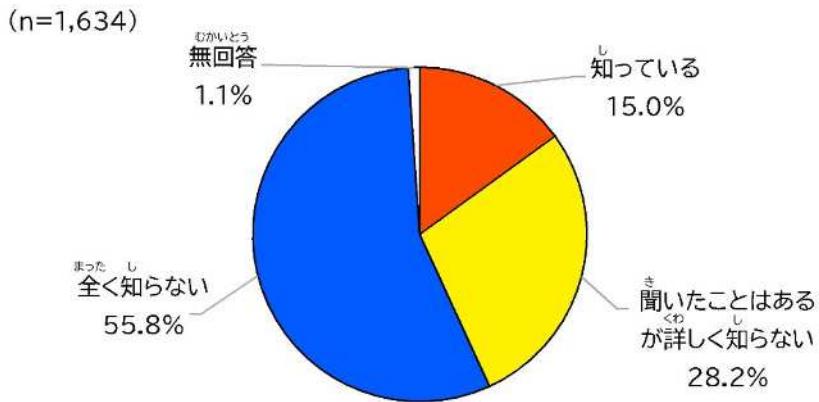


図表一 5 葛飾区子どもの権利条例についてどの程度知っているか（全体）



令和6年度 区民モニター調査より  
(調査期間：令和6年7月10日～7月31日)

## 【子ども（小学5年生から中学3年生）】



令和6年度 子ども世論調査 より

(調査期間：令和6年5月31日～6月24日)

## 2 令和6年度の取組実績

### （1）子どもの権利に関する周知・啓発について

ア 広く区民に向けた普及啓発として、広報かつしか、区公式ホームページ及びSNSで、後述する各事業の紹介を通じて、葛飾区子どもの権利条例の周知を実施した。

イ 広く区民に向けた普及啓発として、令和6年11月13日から27日までの間、区内施設（図書館等）で子どもの権利に関するポスター掲示や関連書籍の紹介等の企画展示を実施した。

ウ 主に子ども及びその家庭に対する普及啓発として、葛飾区子どもの権利条例の啓発リーフレット、絵本、学習用動画を製作した。

絵本は区内施設に配付し、動画は区公式YouTubeで配信した。

#### （ア）葛飾区子どもの権利条例啓発リーフレット配付数

新小学1年生に配付 3,357枚

#### （イ）葛飾区子どもの権利条例えほんの配付施設数

保育園、幼稚園、認定こども園等 178か所

障害児施設 4か所

児童館、子ども未来プラザ 27か所

区立図書館等 14か所

#### （ウ）葛飾区子どもの権利条例学習用動画「子どものケンリマン」閲覧数

令和7年3月4日～3月末 210回

※参考 令和7年6月22日現在 429回

(エ) 葛飾区子どもの権利条例えほん「もえちゃんともやもやおばけ」

令和7年3月4日～3月末 213回

※参考 令和7年6月22日現在 501回

エ 区民及び主に育ち学ぶ施設の職員に向けて、子どもの権利に関する研修を行っている。

職員向け研修及び区民向け講座受講者数

第1回 令和6年11月25日(月) 区職員 39名 私立施設職員 11名

第2回 令和6年12月25日(水) 区職員 22名 私立施設職員 15名

第3回 令和7年 1月27日(月) 区職員 18名 私立施設職員 16名

区民 3名

(2) 子どもからの相談・意見表明に対する支援について

ア 子どもの権利侵害に関する相談（意見表明）について、電話（フリーダイヤル）、メール、インターネットを利用した入力フォーム、はがき、意見用紙で受け付けている。

相談（意見表明）件数

子どもの権利擁護専用電話 0件

メール 0件

インターネットを利用した入力フォーム 0件

はがき 2件

意見用紙 6件

イ 被措置児童に対して、子どもの権利に関する説明や相談窓口が記載された「子どもの権利ノート」を1人1冊配付している。

ウ 個別の権利侵害に関する子どもからの相談（意見表明）に対応するため、子どもからの意見聴取や必要な調査を行った上で、葛飾区児童福祉審議会権利擁護部会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に意見具申を行う仕組みとしている。

児童福祉審議会権利擁護部会における審議件数 1件

エ 子どもの立場に立って、子どもの意見形成及び意見表明（代弁など）を支援する意見表明支援員を3名配置している。

意見表明支援員稼働回数 1回

オ 公正中立な立場に立って、子どもからの権利侵害に関する相談（意見表明）について、事実確認のための必要な調査を行う権利擁護調査員を3名配置している。

権利擁護調査員稼働回数 1回

（被措置児童等虐待調査のための稼働は除く）

### 3 令和7年度の新たな取組予定

#### (1) 子どもの権利に関する周知・啓発について

- ア 子どもが、子どもに関する施策や相談窓口の情報に容易にアクセスができる、意見表明がしやすくなるよう、令和7年4月28日に区公式ホームページ内に子どもページを開設した。区立小・中学校を通して子どもへ周知し、学校で配付されている1人1台タブレットのホーム画面に、当該ページのショートカットを配置した。
- イ 令和7年度中に子どもの権利条例のキャラクター制作を行う。

#### (2) 子どもからの相談・意見表明に対する支援について

子どもページの開設に合わせて、小学生以上の子どもを対象とした区政に対する意見を投稿できる意見フォーム（こえポス）を設置し、随時募集をしている。

### 4 課題及び今後の方向性

#### (1) 子どもの権利に関する周知・啓発について

##### ア 葛飾区子どもの権利条例の認知度

課題	葛飾区子どもの権利条例について、「全く知らない」と回答した子ども（小学5年から中学3年生）が55.8%に上る（R6子ども世論調査より）。また、18歳以上の区民の場合は、93.8%が「全く知らない」と回答（R6区民モニターより）しており、区民全体の認知度も極めて低い状況である。
今後の方向性	(ア) 子どもの権利が自分ごととして捉えにくく感じる区民の方や低年齢の子どもに、親しみやすく、印象に残る情報発信を行う。 (イ) 年に一度、広報誌での特集と区内施設での企画展示を同時期に実施し、啓発強化週間を設けて集中的にアピールする。 (ウ) 困難な状況に置かれている子どもへの周知を進めるため、子ども食堂等の子どもの支援団体を通じた周知方法についても検討していく。

##### イ 行動変容につながる周知・啓発

課題	これまでの啓発内容は、葛飾区子どもの権利条例の紹介や権利の説明に関する内容が中心で、具体的な行動に繋がるような発信が不足している。
----	---

今後の方向性	(ア) こどものけんりページにおいて、主体的に学べる形式の情報発信を検討する。 (イ) 広報誌などにおいても、ターゲット層に合わせて具体的な事例を盛り込み、子どもの権利をより身近に感じられるような発信を行う。 (ウ) 職員及び区民向けの研修の実施に際し、参加する区民や職員の関心が高いテーマ設定を行い、併せて参加しやすい実施方法を検討する。
--------	--

#### ウ 学習用教材の教育現場での活用

課題	子ども向けの啓発として、リーフレットや学習用教材（絵本、動画）について、区立小中学校等を通じて周知を行っているが、活用について現場にゆだねられている状況であり、子どもにどのように届いているのか、どのように活用されているか把握ができていない。
今後の方向性	教育現場での学習用教材の活用について、教育委員会と連携して、現場で活用しやすくなるような方法を検討する。

#### (2) 子どもからの相談・意見表明に対する支援について

##### ア 相談や意見表明に対する心理的ハードルの解消

課題	こどもページの開設により、情報へのアクセス性は向上した。しかし、子どもが権利侵害に関する相談や意見表明をする際に、その後の対応プロセスがわかりにくい点が、相談・意見表明のハードルを上げている可能性がある。
今後の方向性	権利侵害の相談について、相談対応の流れや仕組みを子どもに分かりやすく紹介するリーフレットを作り、こどもページ等を通じて周知する。こえポスについては、ホームページ上で適切なフィードバックを行い、意見を出すことの意義が伝わるようにする。

##### イ 意見表明支援員によるアウトリーチの必要性

課題	現在は、子どもからの要請を受けて意見表明支援員を派遣する仕組みのため、自ら声を上げることが難しい子どもの声を拾うための検討が必要である。
今後の方向性	特に権利侵害が起こりやすい、被措置児童等に対しては、多様な意見表明の手段を提示する必要があるため、意見表明支援員のアウトリーチを検討する。

## 意見一覧

分類	意見
(1) 子どもの権利に関する周知・啓発について	<p>ア 葛飾区子どもの権利条例の認知度</p> <p>子どもの権利条例自体の周知をしてほしい。</p>
	<p>イ 行動変容につながる周知・啓発</p> <p>権利侵害があった場合、子どもが同様にアクションを起こせるか、窓口や具体的な動きもリーフレットに掲載されるとよい。</p> <p>区民向け講座について区民が参加しやすい形を検討してほしい。</p> <p>教育委員会と連携し、教員に研修に参加してもらう方法を検討してほしい。</p> <p>子どもの権利を入口に講座の募集があっても自分には関係ないと思ってしまう。親が悩みそうなテーマで講座を募集して内容に子どもの権利を含めるのはどうか。親向けのワークショップや講座に参加したら、自然と子どもの権利に関する知識が身につく流れは将来的には理想だと思う。</p>
	<p>ウ 学習用教材の教育現場での活用</p> <p>リーフレットを配るだけでなく活用の仕方も含めて伝えるとよい。</p> <p>学校公開の授業で子どもの権利に関する学習を行うことで、家庭を巻き込む取組ができるのではないか。</p> <p>子どもの権利について学ぶことを学校のカリキュラムに組み込むことについて考えていくとよい。</p> <p>教育委員会と連携し、教員に研修に参加してもらう方法を検討してほしい。学習用動画が具体的に生徒たちに届くところまで設計してほしい。</p>
(2) 子どもからの相談・意見表明に対する支援について	<p>ア 相談や意見表明に対する心理的ハンドルの解消</p> <p>子どもたちから意見を聴いて、どのように反映できるかということを検討した上で、子どもたちに、検討の経過や結果をフィードバックすることが重要である。子どもたちに配っているタブレットに、区としてどのように検討したかということが提示できるとよい。</p> <p>フィードバックでは何が反映されたかだけでなく、反映されなかつた理由なども記載しているという特徴がある。そこを通じて、子ども若者が意見を聴かれている、受け止められていると実感する機会になると思うので、ぜひ検討してほしい。</p> <p>子ども本人の児福審出席（アドボケイト等が同席する含む）や、子ども本人が申し立てを行うことについて、フローに書かれると良い。</p> <p>低年齢の子どもや障害のある子どもに子どもの権利を伝える方法について考えてほしい。</p> <p>低年齢の子どもや障害がある子どもが相談する方法、意見表明を支援する方法を考えてほしい。</p>

分類	意見
	<p>障害のある子どもの施設を利用している子どもたちの意見表明のサポートがとても大事である。障害のある子どもに権利について伝えるための施策についてぜひ考えてほしい。</p> <p>障害のある子どもの意見表明は、遊びやスポーツをやって「楽しかった」「面白かった」と言うところから始まるのではないか。葛飾区でもインクルーシブ的なスポーツイベント等で子どもがその場で一言発せるような機会が増えるとよい。</p> <p>将来的にはオングルマンも検討するとよい。</p> <p>行政機関の意見反映の取組において、ファシリテーターの活用などは検討するとよいのではないか。</p>
イ 意見表明支援員によるアウトリーチの必要性	<p>意見表明支援員のアウトリーチや居場所の職員による代弁等、多様な意見表明支援の方法を検討してはどうか。</p> <p>被措置児童等の意見表明支援はオプトアウトで行うべきである。特に一時保護中の児童は全ケース実施が望ましい。</p> <p>特に権利侵害が起こりやすい被措置児童等への事業周知について検討する。アウトリーチが望ましいと考える。</p> <p>意見形成支援のための関係作りもアドボケイトの大きな役割である。役割は意見を聴きに行くだけではないことを明記すべきである。</p> <p>一時保護所の第三者委員とアドボケイトについて改めて整理すると良いと思う。第三者委員の中立性、独立性という部分は懸念として加えさせていただきたい。</p> <p>アドボケイト等の動きやすさを担保することは重要である。相談から対応までにどのくらい時間がかかるのか、統計的な確認をしていくと良い。、</p> <p>アウトリーチの対象について、必要量の整理がかなり難しいが、子どもの権利を守る前提で対象をクリアにしていってほしい。</p> <p>里親家庭こそ、子どもも閉鎖的な環境で声を発信できないこともあると思うので、入っていけるとよい。</p> <p>里親宅にアドボケイトが入る場合は、フォースタッキング機関が里親の話を聴くなど、支援者の不安をサポートする取組も一緒に検討すると良い。</p>
(3) 検証について	<p>子ども全対象（未就学から高校生年齢まで）に向けた調査の実施は考えているのか。</p> <p>子どもの権利委員会での検証に際し、子ども本人に聴く機会を担保してほしい。</p> <p>アンケートの数値だけでなく、背景についても調べるためインタビュー形式も検討すると良い。</p>